

入札説明書

入 札 説 明 書

令和8年9月8日に告示（さいたま市告示第1453号）した「さいたま市口座振替依頼書電子化業務」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）及び関係書類等を熟知のうえ、参加してください。

1 件名 さいたま市口座振替依頼書電子化業務

2 競争入札参加資格確認申請に関する事項

（1）提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加資格兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格確認のための必要確認書類については、別途、提出期間内に持参、郵送または電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください

（2）提出書類

- ア 競争入札参加資格申込兼資格確認申請書（原則、電子入札システムにより提出）
- イ さいたま市公告2(4)に規定する契約実績があることを証明する書類
 - a 契約書（仕様書を含む）の写し
 - b 検査結果通知書等の履行を証明する書類の写し
- ウ 紙入札参加承認申請書（電子入札システムを利用できない場合のみ提出）

（3）任意提出の書類

- ア 入札保証金免除申請書
- イ 110円切手を貼付した返信用封筒（競争入札参加資格確認結果通知書について郵送による交付を希望する場合）

（4）提出期間

- ア 電子入札システムにより提出する場合
公告の日から令和8年9月24日（木）午後5時15分まで
- イ 紙により提出する場合
公告の日から令和8年9月24日（木）午後5時15分まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）なお、なお、郵送による場合は、令和8年9月18日（金）必着とすること。
- ウ 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱いについて
会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

(5) 電子入札システム以外の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市財政局税務部収納対策課（収納管理係）

電 話 048-829-1167（直通） F A X 048-829-1962

E-mail : shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp

(6) 明らかに入札参加資格がないと認められるときは、競争入札参加資格兼資格確認申請書を受理しません。

3 入札説明会 開催しません。

4 仕様に関する質問方法

(1) 提出方法

電子入札システムにより行います。電子入札システムを利用できない場合は、質問書を持参、電子メール又はF A Xで提出してください。

(2) 電子入札システム以外の提出先

2 (5) に同じ

(3) 受付期間

公告の日から令和8年9月15日(火)午後5時15分まで

(4) 回答方法

令和8年9月17日（木）までに、全者に電子メールにて送付します。

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付期限 令和8年10月5日（月）

(2) 入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関

(3) その他 入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）を入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

6 入札保証金の納付免除に関する事項

(1) 競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和8年9月24日（木）までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア (1)のアに該当する場合 令和6年4月1日以降に履行が完了した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し及び履行を証明する書類の写し（2件分）

イ (1)のイに該当する場合 入札保証保険証券の原本

(3) 提出先

2 (5) に同じ。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書及び内訳書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

ウ 単価で記載すること。入札金額は、口座振替依頼書1枚あたりに要する金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。辞退する場合には、入札等の日時までにその旨を必ず届け出ること。

(2) 最低制限価格

設定しません。

(3) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(4) 再入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、令和8年10月9日（金）午前10時に、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とします。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができません。再度入札は、1回限りとします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うものとします。

(5) 開札時の入札参加者立ち会いは不要です。

(6) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。また、開札結果については、後日、

入札情報公開システムに掲載します。

8 当該業務を担当する部局の名称及び所在地

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局税務部収納対策課

電話 048(829)1167 FAX 048(829)1962